

第36回福山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

議事次第

日時：2022年（令和4年）3月4日（金）20:00～
場所：福山市役所 Web会議

1 開 会

2 報告事項

- （1） 国・県の状況について
- （2） 本市の感染状況について
- （3） 広島県の感染防止対策について

3 協議事項

- （1） 本市の対応について
- （2） その他

4 閉 会

2 報告事項

(1) 国・県の状況について

■ 国の対応状況

- 1月28日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令公布（2/1 施行）
- 1月30日 対策本部設置
- 1月30日 第1回対策本部会議（～2022年 3/4 第89回）
- 2月16日 第1回専門家会議（～6/19 第17回）※7/3廃止（第40回対策本部会議決定）
- 2月25日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」決定
- 2月26日 全国的なイベント等の中止等の対応要請（3/10 継続要請）
- 2月27日 小中学校・高等学校等の一斉臨時休業要請
- 3月14日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律施行（特措法の規定を新型コロナウイルス感染症に適用）
- 3月19日 専門家会議による「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（計7回）
- 3月26日 特措法に基づく政府対策本部の設置
- 3月28日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」決定
- 4月 7日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」発出
- 5月25日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」解除
- 7月3日 新型インフルエンザ等対策有識者会議に新型コロナウイルス感染症対策分科会を設置
- 7月6日 第1回新型コロナウイルス感染症対策分科会（～2/25 第25回（令和2年度），～3/4 第13回（令和3年度））
- 11月1日 国際的な人の往来の再開
- 12月8日 「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」閣議決定
- 1月7日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」発出（2回目）
対象期間：1/8から2/7まで
対象区域：埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県
- 1月13日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の区域変更（7府県を追加）
対象区域：栃木県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，岐阜県，愛知県，京都府，大阪府，兵庫県，福岡県
- 2月8日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長及び区域変更（栃木県を解除）
対象期間：1/8から3/7まで
対象区域：埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，岐阜県，愛知県，京都府，大阪府，兵庫県，福岡県
- 2月28日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の区域変更（6府県を解除）
対象区域：埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県
- 3月8日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長
対象期間：1/8から3/21まで
- 3月21日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」解除
- 4月1日 まん延防止等重点措置
対象期間：4/5から5/5まで 対象区域：宮城県，大阪府，兵庫県
- 4月9日 まん延防止等重点措置
対象期間：4/12から5/5まで 対象区域：京都府，沖縄県
- 4月9日 まん延防止等重点措置
対象期間：4/12から5/11まで 対象区域：東京都
- 4月16日 まん延防止等重点措置
対象期間：4/20から5/11まで 対象区域：埼玉県，千葉県，神奈川県，愛知県
- 4月23日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」発出（3回目）
対象期間：4/25から5/11まで 対象区域：東京都，大阪府，兵庫県，京都府
まん延防止等重点措置
対象区域：延長（～5/11）宮城県，沖縄県
追加（4/25～5/11）愛媛県
- 5月7日 まん延防止等重点措置
対象区域：延長（～5/31） 沖縄県，埼玉県，千葉県，神奈川県，愛媛県
追加（5/9～31） 北海道，岐阜県，三重県
- 5月7日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長・区域変更（追加）
対象区域：延長（～5/31） 東京都，大阪府，兵庫県，京都府
追加（5/12～31） 愛知県，福岡県
- 5月14日 まん延防止等重点措置
対象区域：追加（5/16～6/13）群馬県，石川県，熊本県
「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の区域変更（追加）
対象区域：追加（5/16～31）北海道，岡山県，広島県
- 5月21日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の区域変更（追加）
対象区域：追加（5/23～6/20）沖縄県
- 5月28日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長
対象区域：延長（～6/20）北海道，東京都，愛知県，京都府，大阪府，兵庫県，岡山県，広島県，福岡県
まん延防止等重点措置
対象区域：延長（～6/20）埼玉県，千葉県，神奈川県，岐阜県，三重県

6月17日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長・区域変更 対象区域：延長（～7/11）沖縄県 解除（～6/20）北海道，東京都，愛知県，京都府，大阪府，兵庫県， 岡山県，広島県，福岡県 まん延防止等重点措置 対象区域：延長（～7/11）埼玉県，千葉県，神奈川県 追加（6/21～7/11）北海道，東京都，愛知県，京都府，大阪府， 兵庫県，福岡県
7月8日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長・区域変更（追加） 対象区域：延長（～8/22）沖縄県 追加（～8/22）東京都 まん延防止等重点措置 対象区域：延長（～8/22）埼玉県，千葉県，神奈川県，大阪府
7月30日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長・区域変更（追加） 対象区域：延長（～8/31）沖縄県，東京都 追加（8/2～8/31）埼玉県，千葉県，神奈川県，大阪府 まん延防止等重点措置 対象区域：追加（8/2～8/31）北海道，石川県，京都府，兵庫県，福岡県
8月5日	まん延防止等重点措置 対象区域：追加（8/8～8/31）福島県，茨城県，栃木県，群馬県，静岡県， 愛知県，滋賀県，熊本県
8月17日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長・区域変更（追加） 対象区域：延長（～9/12）沖縄県，東京都，埼玉県，千葉県，神奈川県，大阪府 追加（8/20～9/12）茨城県，栃木県，群馬県，静岡県，京都府， 兵庫県，福岡県 まん延防止等重点措置 対象区域：延長（～9/12）北海道，石川県，福島県，愛知県，滋賀県，熊本県 対象区域：追加（8/20～9/12）広島県，岡山県，宮城県，山梨県，富山県， 岐阜県，三重県，香川県，愛媛県，鹿児島県
8月25日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の区域変更（追加） 対象区域：追加（8/27～9/12）北海道，宮城県，岐阜県，愛知県，三重県，滋賀県， 広島県，岡山県 まん延防止等重点措置 対象区域：追加（8/27～9/12）高知県，佐賀県，長崎県，宮崎県
9月9日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長 対象区域：延長（～9/30）北海道，茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県， 東京都，神奈川県，静岡県，岐阜県，愛知県，三重県， 滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，広島県，福岡県，沖縄県 まん延防止等重点措置 対象区域：延長（～9/30）福島県，石川県，香川県，熊本県，宮崎県，鹿児島県 対象区域：追加（9/13～9/30）宮城県，岡山県
9月28日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言・まん延防止等重点措置」の解除を決定 解除対象区域：緊急事態宣言（～9/30）19都道府県 まん延防止等重点措置（～9/30）8県
1月7日	まん延防止等重点措置 対象期間：1/9～1/31 対象区域：広島県，山口県，沖縄県
1月19日	まん延防止等重点措置 対象区域：追加（1/21～2/13）群馬県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県 新潟県，岐阜県，愛知県，三重県，香川県，長崎県 熊本県，宮崎県
1月25日	まん延防止等重点措置 対象区域：延長（～2/20）広島県，山口県，沖縄県 対象区域：追加（1/27～2/20）北海道，青森県，山形県，福島県，茨城県，栃木県 石川県，長野県，静岡県，京都府，大阪府，兵庫県 島根県，岡山県，福岡県，佐賀県，大分県，鹿児島県
2月3日	まん延防止等重点措置 対象区域：追加（2/5～2/27）和歌山県
2月10日	まん延防止等重点措置 対象区域：延長（～3/6）群馬県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，新潟県 岐阜県，愛知県，三重県，香川県，長崎県，熊本県，宮崎県 対象区域：追加（2/12～3/6）高知県
2月18日	まん延防止等重点措置 対象区域：延長（～3/6）広島県，北海道，青森県，福島県，茨城県，栃木県，石川県 長野県，静岡県，京都府，大阪府，兵庫県，岡山県，福岡県 佐賀県，鹿児島県，和歌山県 対象区域：解除（～2/20）山形県，島根県，山口県，大分県，沖縄県
3月4日	まん延防止等重点措置 対象区域：延長（～3/21）北海道，青森県，茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県， 千葉県，東京都，神奈川県，石川県，静岡県，岐阜県 愛知県，京都府，大阪府，兵庫県，香川県，熊本県 対象区域：解除（～3/6）広島県，福島県，新潟県，長野県，三重県，和歌山県 岡山県，高知県，福岡県，佐賀県，長崎県，宮崎県 鹿児島県

■ 県の対応状況

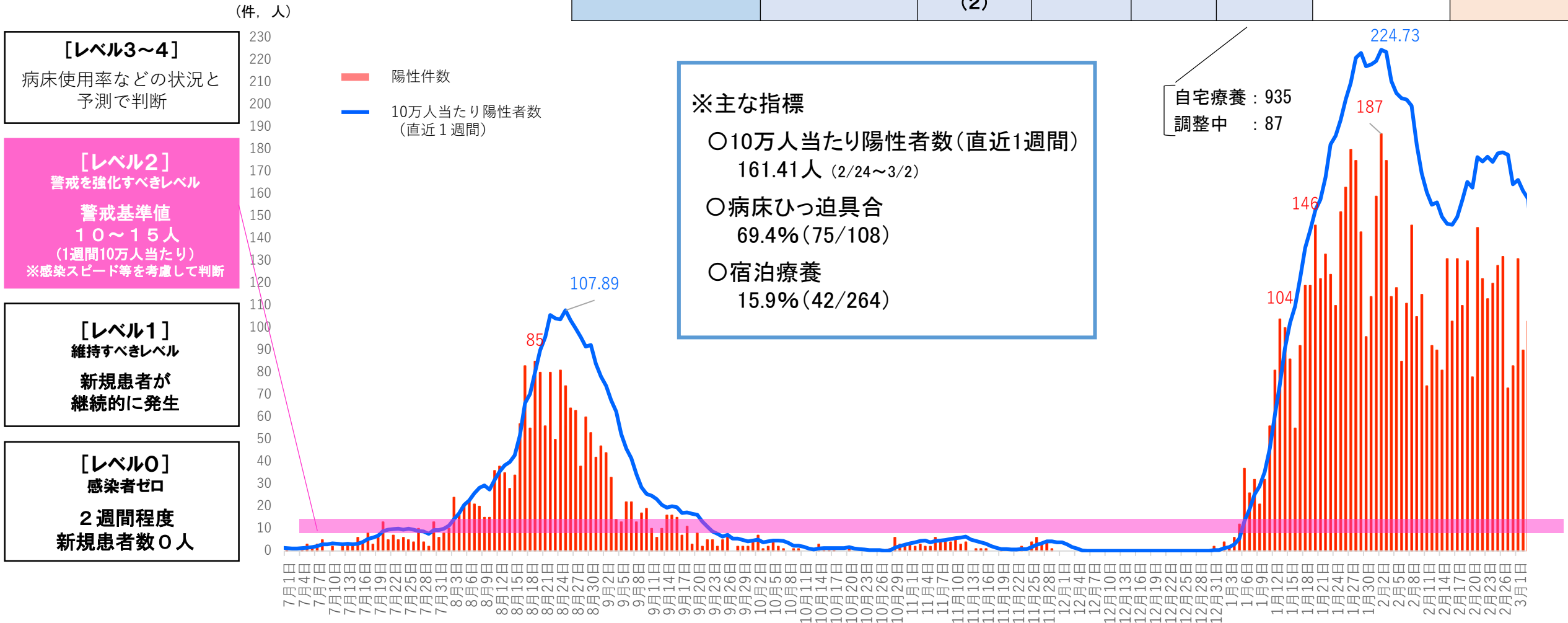
1月29日	特別警戒本部設置
1月29日	第1回特別警戒本部員会議（～2022年 3/4 第60回）
1月29日	県民向け相談窓口設置
1月30日	特別警戒本部を「非常体制」に移行
2月26日	県主催イベント等の取扱いを決定
2月28日	県立小中学校・高等学校等の一斉臨時休業を決定
3月 6日	県内（広島市）で1例目の感染を確認（計76,432例の感染を確認（3/4公表））
3月26日	特措法に基づく県対策本部の設置
4月13日	広島県感染拡大警戒宣言
4月14日	県立学校の臨時休業を決定（期間：4/16から5/6まで）
4月18日	広島県における緊急事態措置等制定（措置等期間：5/6まで）
4月27日	県立学校の臨時休業延長を決定（延長期間：5/31まで）
5月 5日	広島県における緊急事態措置等の変更（措置等期間：5/31まで）
5月11日	広島県における緊急事態措置等の変更（一部施設の使用制限の協力要請解除）
5月15日	広島県の対処方針制定（最終改正：12/1）
11月13日	「早期の医療受診」の勧奨、「積極ガードダイヤル」の周知・啓発メッセージ発信
12月11日	「新型コロナ感染拡大防止集中対策」決定（実施期間：12/12から1/3まで）
12月25日	「新型コロナ感染拡大防止集中対策」の期間延長等を決定（実施期間：1/17まで）
1月14日	「第2次新型コロナ感染拡大防止集中対策」決定（実施期間：1/8から2/7まで）
2月4日	「第3次新型コロナ感染拡大防止集中対策」決定（実施期間：2/8から2/21まで）
4月19日	警戒レベルステージ2へ引き上げ
5月7日	警戒レベルステージ3へ引き上げ 「新型コロナ感染防止集中対策」決定（実施期間：5/8から6/1まで）
5月14日	警戒レベルステージ4へ引き上げ
5月15日	「緊急事態宣言」の発出に伴う新型コロナ感染拡大防止集中対策 決定 （集中対策期間：5/8～6/1 緊急事態措置実施期間：5/16～31）
5月28日	「緊急事態宣言」の発出に伴う新型コロナ感染拡大防止集中対策の延長 決定 （集中対策期間：5/8～6/20 緊急事態措置実施期間：5/16～6/20）
6月17日	「緊急事態宣言」解除後の新型コロナ感染拡大防止集中対策 決定 （集中対策期間：6/21～7/11）
7月8日	感染拡大防止集中対策 終了の決定（7/11まで）、対処方針の改正
7月30日	新型コロナ感染拡大防止のための早期集中対策 決定 集中対策重点区域：広島市、三原市、廿日市市 （早期集中対策期間：7/31～9/12）
8月5日	新型コロナ感染拡大防止のための早期集中対策（重点区域 追加） 集中対策重点区域：追加（8/6～9/12）呉市、尾道市、福山市、府中市
8月17日	「まん延防止等重点措置」の適用に伴う 新型コロナ感染拡大防止のための早期集中対策 決定 （早期集中対策期間：7/31～9/12 まん延防止等重点措置の実施期間：8/20～9/12） まん延防止等重点措置区域：広島市、三原市、廿日市市、呉市、尾道市、福山市、 府中市、竹原市、東広島市、府中町、海田町、坂町
8月25日	「緊急事態措置」の実施に伴う 新型コロナ感染拡大防止のための集中的な対策の強化 決定 （集中対策期間：8/27～9/12 ※早期集中対策期間は8/26まで）
9月9日	「緊急事態措置」の実施期間延長に伴う 新型コロナ感染拡大防止のための集中的な対策 決定 （集中対策期間：9/13～9/30 ※緊急事態措置を実施する期間と同様）
9月28日	「緊急事態措置」終了後の新型コロナ感染拡大防止集中対策 決定 （集中対策期間：10/1～10/14） 集中対策重点区域：広島市、東広島市、府中町、海田町
10月11日	感染拡大防止集中対策 終了の決定（10/14まで）、対処方針の改正
12月1日	対処方針の改正
1月6日	感染レベル2へ引き上げ
1月7日	「まん延防止等重点措置」の適用に伴う 新型コロナ感染拡大防止のための集中対策 決定 （早期集中対策期間：1/7～1/31 まん延防止等重点措置の実施期間：1/9～1/31）
1月25日	「まん延防止等重点措置」の実施期間延長に伴う 新型コロナ感染拡大防止のための集中対策 決定 （集中対策期間：1/7～2/20 まん延防止等重点措置の実施期間：1/9～2/20）
2月18日	「まん延防止等重点措置」の実施期間の再延長に伴う 新型コロナ感染拡大防止のための集中対策 決定 （集中対策期間：2/21～3/6 まん延防止等重点措置の実施期間に同じ）
3月4日	集中対策の終了（3/6まで）、感染再拡大の防止に向けた取組

(2) 本市の感染状況について

2022年（令和4年）3月2日現在

○ 感染状況の推移

陽性者 (延人数)	現在患者数	入院 (内重症)	宿泊 療養	施設 療養	その他	退院等	死亡
9, 165	1, 144	75 (2)	42	5	1, 022	7, 977	44



※レベル3～4の基準

レベル3：次のいずれかに該当「病床使用率50%超」「重症病床使用率50%超」「確保病床使用率 3週間後予測100%超」)

レベル4：次のいずれかに該当「病床使用率85%超」「重症病床使用率85%超」「確保病床使用率 1週間後予測100%超」)

集中対策の終了及び感染再拡大の防止に向けた取組について

1 趣 旨

現在の感染状況は、新規報告者数の逡減が継続し、今後再拡大しなければ、医療提供体制を維持できる水準（一般医療と両立可能な病床運用で確保病床使用率が50%を下回っている状態）まで改善することが見込まれる状況にある。

このため、令和4年1月7日から（まん延防止等重点措置の適用は1月9日から）取り組んできた「集中対策」については、同年3月6日をもって終了することとし、外出の削減などの行動制限や営業時間の短縮などの施設の使用制限に係る要請を原則、解除して、基本的な対策の徹底を求めることとする。

また、今後も感染再拡大を防止し、確実に医療提供体制を維持できる水準まで改善させていく必要があることから、次のとおり取り組む。

なお、感染の再拡大が確認される場合には、再び対策を強化する。

2 専門家の意見

専門家からは、次のとおり意見及び提言がなされた。

- 県内の新規感染者数は、高い水準ではあるものの減少傾向が継続し、医療のひっ迫も徐々に改善しつつあるため、対策の解除を含めてもう一段階緩和してよいと考える。
- 重点措置が解除された地域の一部では、新規感染者数の下げ止まりや増加が見られ、オミクロン株のBA.2系統への置き換わりによる再拡大の可能性もあることから、基本的な感染防止対策の徹底とワクチン追加接種の重要性を訴えていくことが不可欠である。
- 特に、年度替わりの時期を迎え、県境を越える往来や謝恩会等の行事により大人数での接触の機会も増加するため、改めて注意喚起を行う必要がある。
- 学校や幼稚園・保育園等の児童生徒への対応については、クラスターの発生状況等を踏まえ、感染対策を十分に行った上で、活動等の制限は最小限とすべきである。
- 医療については、治療薬の選択肢も増えたことから、リスク因子のある患者を外来で早期に治療する体制が必要である。高齢者層に対しては、重症化を防ぐため、ワクチン接種の加速とともに、軽症のうちに治療介入できるよう施設への往診等治療薬の投与体制を確保すること必要である。
- 県内で新型コロナウイルス感染症の患者が初めて確認されてから2年が経過し、社会的にも感染対策の重要性が理解されてきたことから、社会機能維持に配慮する対策にシフトしていくことが求められる。

3 集中対策の終了に伴う要請の解除等

(1) 解除する要請事項

- 別紙のとおり
- イベントの開催条件は、国の方針（緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の実施区域以外の場合）に基づいて変更する。

(2) 継続する要請事項（新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく要請）

- 症状がなくても感染の不安があれば、積極的に検査を受けること。【県民】
- 県境を越える移動について【県民・事業者】
 - ・ まん延防止等重点措置を実施している都道府県との往来は、最大限、自粛すること
 - ・ その他の地域との往来も、行先の都道府県が出している要請事項を確認の上、慎重に判断すること
- 3月13日（日）までの間、同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とすること。【県民・事業者（飲食店）】
- 同居する家族以外での会食等は控えること。

ただし、同居する家族以外での会食等にあつて、アクリル板等の物理的な対策等がとられている飲食店（広島積極ガード店ゴールド等）を利用する場合、居宅や屋外のキャンプ場などにおいて飛沫感染防止（アクリル板等の設置または他者との間隔を1メートル以上もしくはマスク会食）、手指消毒及び換気を徹底する場合は、その限りとしなひ。【県民】

※ 引き続き、ワクチン・検査パッケージ制度の適用及び対象者全員検査による緩和は行わない。

4 感染再拡大の防止に向けた取組（※ 令和4年3月7日から当面の間）

(1) 県民・事業者への要請、呼びかけ

- 3(2) 継続する要請事項に加え、基本的な感染防止対策の徹底を要請する。
- この他、感染状況に応じて、適時、県民に情報提供し、注意を呼びかける。

(2) その他

現在、感染経路として割合が高くなっている家庭、学校、医療機関、高齢者施設等について、感染防止対策の強化を図る。

別紙 集中対策（まん延防止等重点措置）における要請の解除等について

区分	3/6 までの要請内容（行動制限、施設の使用制限）【全市町対象】
外出削減	○ できるだけ外出を削減すること（特に 21 時以降は更に削減） ○ 可能な限り人と人との接触を避けること ・ 家族や普段行動をとともにしている仲間と少人数 ・ 混雑している場所や時間を避ける、距離を置く（1m以上、できるだけ 2m以上）
職場への出勤等	○ 出勤者数の削減の取組を推進すること ○ 特に 21 時以降は勤務を抑制すること
イベントの開催	○ 業種別ガイドラインの遵守など感染防止対策 ○ 参加人数の上限 【基本】(A)、(B)のいずれか少ない方を限度 (A) 人数上限：5,000 人 (B) 収容率：観客等の大きな声での声援 有る 50%/ない 100% 【感染防止安全計画策定】5,000 人を超え、20,000 人まで可能 ※ワクチン・検査パッケージ制度の適用、対象者全員検査による緩和なし
営業時間の短縮等	≪飲食店≫【法第 31 条の 6 第 1 項】 ○ 認証店（広島積極ガード店ゴールド認証店）※ア、イのいずれかとすること ア 営業時間を 5 時から 20 時までに短縮（酒類提供は行わないこと） イ 営業時間を 5 時から 21 時までに短縮（酒類提供は 11 時から 20 時まで） ○ 認証店以外 ・ 営業時間を 5 時から 20 時までに短縮（酒類提供は行わないこと） ○ 認証店・認証店以外【法第 24 条第 9 項】 ・ 同一グループの同一テーブルでの会食は 4 人以内 ※ワクチン・検査パッケージ制度の適用、対象者全員検査による緩和なし
	≪大規模な集客施設（1,000 m²超）≫【法第 31 条の 6 第 1 項】 ○ 入場をする者の整理、マスク着用の周知、飛沫を遮る板の設置など
他地域との往来	○ 県境を越える移動は、最大限、自粛すること どうしても避けられない場合は感染防止策の徹底と、出発前又は到着地で検査 ○ 県内の市町をまたぐ移動は、できるだけ控えること
飲食店の利用等	○ 同居する家族以外での会食等は控えること。（ただし、同居する家族以外での会食等にあつて、飛沫感染防止対策等がとられている飲食店を利用する場合、自宅や屋外において飛沫感染防止対策等を徹底する場合は、その限りとしなない。） ○ 同一グループの同一テーブルでの会食は 4 人以内 ○ 要請に係る営業時間以外の時間に当該飲食店等にみだりに出入りしないこと

「●」は継続して要請する事項

3/7 以降 再拡大防止に向けた要請【全市町対象】
○ 基本的な感染防止の徹底 ・ 「3つの密」回避、マスク、手洗い（消毒）、時差出勤、人と人との距離確保 ・ 発熱時は外出を控え、積極ガードダイヤル ・ Web 会議、テレワークの積極的な活用 など ● 無症状でも感染の不安があれば積極的に検査
○ 業種別ガイドラインの遵守など感染防止対策 ○ 参加人数の上限 【基本】(A)、(B)のいずれか少ない方を限度 (A) 人数上限：5,000 人又は収容定員 50%の大きい方 (B) 収容率：観客等の大きな声での声援 有る 50%/ない 100% 【感染防止安全計画策定】 収容定員まで可能
⇒ ○ 業種別ガイドラインなど感染防止対策の徹底 ○ 飲食店における第三者認証の取得 ● 3 月 13 日（日）までの間は、同一グループの同一テーブルでの会食は 4 人以内とする。
● まん延防止等重点措置を実施している都道府県との往来は、最大限、自粛すること。 その他の地域との往来も、行き先の都道府県の要請を確認の上、慎重に判断すること
● 同居する家族以外での会食等について、同左 ● 3 月 13 日（日）までの間は、同一グループの同一テーブルでの会食は 4 人以内とする。

広島県におけるイベントの開催条件について

令和4年3月7日適用

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、イベントの主催者に対して、次のとおり要請する。

業種ごとに業界団体が策定した感染拡大防止ガイドラインを遵守することや後記「感染防止対策」を講じることを前提に、次の参加人数を目安として、イベントを開催することができることとする。

1 参加人数

次の人数上限（A）と収容定員に収容率を乗じて算定した人数（B）のいずれか少ない方を限度とする。

	基本的な要件	感染防止安全計画を策定した際の要件（※1） 〔「大声なし」が担保され、参加人数5,000人超かつ収容率50%超で開催するイベント〕
人数上限 （A）	5,000人又は 収容定員50%のいずれか大きい方	収容定員まで
収容率 （B）	■大声なし（※2） 100%（収容定員が無い場合は、人と人 とが触れ合わない程度の間隔） ■大声あり 50%（収容定員が無い場合は、十分な人 と人との間隔（※3））	100% （収容定員が無い場合は、人と人 とが触れ合わない程度の間隔） ※大声なしの担保が前提

※1 感染防止安全計画の策定等の詳細は、「5 感染防止安全計画の提出等」に規定する。

※2 「大声」の定義は、「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」であり、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

※3 十分な人と人との間隔は、できるだけ2m、最低1mとする。この間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。

2 感染防止対策

イベント開催にあたっては、別紙1に示す基本的な感染症対策に必要な取組等を実施すること。

3 飲食の取扱いについて

飲食を伴うイベントについては、引き続き、飲食が可能として設定されたエリア以外（例：観客席等）においては自粛を求める。ただし、発声が無いことを前提に、飲食時以外のマスク着用の担保や、マスクを外す時間を短くするために飲食時間を短縮する等の対策ができる環境においては、この限りではない。

4 感染防止策チェックリストの作成等

「1 参加人数」の基本的な要件の範囲内で開催するイベントにおいては、イベント主催者が感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表し、イベント終了日から1年間保管すること。

また、イベント終了後は、結果報告書を作成し保管すること。なお、大声発声やクラスター発生等の問題が生じた場合は、結果報告書を県に提出すること。

5 感染防止安全計画の提出等

大声なしのイベントについては、「感染防止安全計画」を策定・提出することで、「1 参加人数」の基本的な要件を緩和することができる。

- (1) 大声なしの担保を前提に、5,000人超かつ収容率50%超で開催しようとするイベントに適用する。(大声ありのイベントは、対象とならない。)
- (2) 開催にあたっては、感染防止安全計画を策定し県の確認を受けること。また、イベント終了後は、1か月以内を目途に結果報告書を県に提出すること。
- (3) 感染防止安全計画を県の確認を受けたのちに、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施する旨の公示が行われた場合は、原則、当該措置の目安を超える入場者に対して、ワクチン・検査パッケージ制度等の適用を求める。ただし、感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、ワクチン・検査パッケージ制度等を適用せず、強い行動制限等を要請することがある点に留意すること。(緊急事態措置等における人数要件の目安は、別紙2のとおり。)

項 目	基本的な感染対策
①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底	□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる * 大声を「観客等が、⑦通常よりも大きな声量で、④反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。 * 大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。 * 飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。 * 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。
②手洗、手指・施設消毒の徹底	□こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施） □主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施
③換気の徹底	□法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分間以上）の徹底 * 室温が下がらない範囲での常時窓開けも可。 * 屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。 * 必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。

項 目	基本的な感染対策
④来場者間の密集回避	☐入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施 ☐休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築 ＊入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保する。 ☐大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保 ＊「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2 m、最低1 m）空けること。
⑤飲食の制限	☐飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底 ☐食事中以外のマスク着用の推奨 ☐長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛 ＊発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。 ☐自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）

項 目	基本的な感染対策
⑥出演者等の感染対策	☐有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者（演者・選手等）の健康管理を徹底する *体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。 ☐練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。 *練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検 査等の対策が必要。 ☐出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）
⑦参加者の把握・管理等	☐チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握 *接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用。 *原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。 ☐入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 *チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。 ☐時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

感染状況に応じたイベント開催制限等について

別紙2

		安全計画策定（注１）	その他 （安全計画を策定しないイベント）
下記以外の 区域	人数上限(注３)	収容定員まで	5,000人又は収容定員50%のいずれ か大きい方
	収容率(注３)	100%（注２）	大声なし：100% 大声あり：50%
重点措置 地域	時短	原則要請なし（注４）	原則要請なし（注４）
	人数上限(注３)	20,000人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可） （注５）（注６）	5,000人
	収容率(注３)	100%（注２）	大声なし：100% 大声あり：50%
緊急事態 措置区域	時短	原則要請なし（注４）	原則要請なし（注４）
	人数上限(注３)	10,000人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可） （注５）（注６）	5,000人
	収容率(注３)	100%（注２）	大声なし：100% 大声あり：50%

※遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能

（注１）参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用（緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超）

（注２）安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提

（注３）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）

（注４）都道府県知事の判断により要請を行うことも可能

（注５）対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする

（注６）都道府県の判断により、対象者全員検査等の活用を行わないことも可能。重点措置地域においては、都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用することも可能

まん延防止等重点措置の解除に伴う本市の対応について

広島県に発出されているまん延防止等重点措置は、3月6日をもって解除されることとなりました。

本市は、県の「集中対策の終了及び感染再拡大の防止に向けた取組について」に基づき、感染拡大防止と社会経済活動の両立に取り組めます。

なお、感染の再拡大が確認される場合には、再び感染防止対策を強化します。

1 取組の開始時期

2022年（令和4年）3月7日（月）

2 本市の対応

（1）公共施設等の利用について

感染防止対策を徹底し、一部の施設を除き利用できるものとします。

※施設ごとの詳細については、「公共施設の利用について」を参照

（2）市及び市の外郭団体が主催するイベント等について

「広島県におけるイベントの開催条件について」に基づき、感染防止対策を徹底したうえで実施します。

（3）学校の対応

・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」のレベル2の行動基準に基づき対応します。

・中学校、義務教育学校及び福山高等学校の部活動は、平日は1時間、土日2時間とします。

（4）保育施設等の対応（保育所、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ）

・感染防止対策を徹底したうえで、通常どおり開所（開園）します。

※保育所、認定こども園、幼稚園

当面の間、家庭で安全に過ごすことが可能な場合に登園・利用を控えていただくよう依頼します。

なお、放課後児童クラブの利用を控えていただく依頼については、3月6日（日）をもって終了します。

（5）高齢者・障がい者等社会福祉施設について感染予防対策の徹底を依頼します。

3 広島県の「集中対策の終了及び感染再拡大の防止に向けた取組について」

（令和4年3月4日）参照

公共施設等の利用について

福山市公共施設の3月7日(月)からの利用は、次のとおりです。
○基本的な方針
・感染防止対策を徹底し、利用を再開します。
・混雑時の入場制限、貸館、入館の人数制限を行うことがあります。
・感染の再拡大が確認される場合には、再び利用制限等を行うことがあります。
※不明な点は、問い合わせ先にご確認ください。

区分	連番	施設名	問い合わせ先	備 考
文化 関 連 施 設	1	菅茶山記念館	電話：084-963-1885	
	2	神辺歴史民俗資料館	電話：084-963-2361	
	3	松永はきもの資料館	電話：084-934-6644	
	4	鞆の浦歴史民俗資料館	電話：084-982-1121	
	5	鞆の津の商家		
	6	あしな文化財センター	電話：0847-52-5538	
	7	しんいち歴史民俗博物館	電話：0847-52-2992	
	8	ふくやま美術館	電話：084-932-2345	
	9	ふくやま書道美術館	電話：084-925-9222	
	10	ふくやま文学館	電話：084-932-7010	
	11	ぬまくま文化館	電話：084-987-0003	
	12	福寿会館	電話：084-923-1516	
	13	ふくやま芸術文化ホール	電話：084-928-1800	
	14	神辺文化会館	電話：084-963-7300	
	15	沼隈サンパル	電話：084-987-1866	
	16	福山城博物館	電話：084-922-2117	現在、リニューアル・耐震工事中のため休館中です。
	17	福山城（湯殿・月見櫓）		
運 動 関 連 施 設	18	【屋内施設】 ・エフピコアリーナふくやま（総合体育館） ・福山通運ローズアリーナ（緑町公園屋内競技場） ・松永健康スポーツセンター ・水上スポーツセンター ・沼隈体育館 ・新市スポーツセンター ・障害者体育センター ・takao＋ばらの街アレナ神辺（神辺体育館） ・その他屋内スポーツ施設	市民局まちづくり推進部 スポーツ振興課 電話：084-928-1106 福山市スポーツ協会 総務企画課 電話：084-927-9910	
	19	【屋外施設】 ・福山通運ローズスタジアム（竹ケ端運動公園陸上競技場） ・エブリイ福山市民球場（竹ケ端運動公園野球場） ・神辺テニスセンター ・福山テニスセンター ・沼隈体育センター ・グラウンド・ゴルフ場（加茂町） ・その他屋外スポーツ施設		
福 祉 関 連 施 設	20	老人福祉センター（5施設）	保健福祉局 長寿社会応援部高齢者支援課 電話：084-928-1064	
	21	ふれあいプラザ（30施設）		
	22	内海高齢者コミュニティセンター		
	23	すこやかセンター	保健福祉局 保健部総務課 電話：084-928-1164	プール利用を中止します。
	24	駅家福祉センター 加茂福祉会館	保健福祉局 福祉部福祉総務課 電話：084-928-1061	

区分	連番	施設名	問い合わせ先	備 考
社会教育・社会体育関連施設	25	まなびの館ローズコム	市民局 まちづくり推進部 中部地域振興課 電話：084-932-7265	
	26	市立小中学校等体育館	各学校	2時間まで利用可能とします。
	27	市立小中学校等グラウンド	各学校	2時間まで利用可能とします。
	28	図書館(7施設)	中央図書館 電話：084-932-7222 松永図書館 電話：084-933-3770 北部図書館 電話：084-976-4822 東部図書館 電話：084-940-2575 沼隈図書館 電話：084-987-5630 新市図書館 電話：0847-52-5551 神辺図書館 電話：084-962-5053	
	29	歴史資料室	総務局総務部 情報管理課 歴史資料室 電話：084-932-7264	
市民センター等	30	西部市民センター	市民局松永支所 松永市民サービス課 電話：084-930-0400	
	31	北部市民センター	市民局北部支所 北部市民サービス課 電話：084-976-8800	
	32	東部市民センター	市民局東部支所 東部市民サービス課 電話：084-940-2571	
	33	かななべ市民交流センター	市民局神辺支所 神辺市民サービス課 電話：084-962-5000	
	34	ぬまくま市民交流センター	市民局市民部 沼隈支所 電話：084-980-7700	
	35	しんいち市民交流センター	市民局 新市支所 電話：0847-52-5512	
	36	うつみ市民交流センター	市民局市民部 内海支所 電話：084-986-3111	温浴プールは、利用中止とします。
	37	市民参画センター	市民局まちづくり推進部 協働のまちづくり課 電話：084-923-9005	
	38	公民館・交流館(79施設) コミュニティセンター・館(17施設)	市民局まちづくり推進部 人権・生涯学習課 電話：084-928-1243	

区分	連番	施設名	問い合わせ先	備 考
その他	39	えほんの国	保健福祉局 ネウボラ推進部ネウボラ推進課 (子育て応援センター) 電話:084-932-7284	
	40	リサイクルプラザ	経済環境局 環境部環境啓発課 (リサイクルプラザ) 電話:084-954-2619	
	41	人権平和資料館	市民局まちづくり推進部 人権・生涯学習課 電話:084-928-1006	
	42	ふれ愛ランド	市民局まちづくり推進部 青少年・女性活躍推進課 電話:084-928-1046 福山市スポーツ協会 青少年育成課 電話:084-952-1177	
	43	市立動物園	経済環境局 文化観光振興部観光課 電話:084-928-1042	
	44	平家谷椿園		
	45	山野峡自然公園(キャンプ場)		
	46	仙酔島(キャンプ場)		
	47	クレセントビーチ海浜公園キャンプ場		
	48	クレセントビーチ海浜公園(海水浴)	経済環境局 文化観光振興部観光課 電話:084-928-1042	閉鎖
	49	鞆の浦海水浴場(仙酔島)		閉鎖
	50	園芸センター	園芸センター (084)-935-7177	
	51	喫茶SHION(市営渡船2階)	経済環境局 文化観光振興部観光課 電話:084-928-1042	
	52	観光案内所(福山駅)	経済環境局 文化観光振興部観光課 電話:084-928-1042	
	53	福山メモリアルパーク	建設局 都市部公園緑地課 電話:084-928-1095 福山メモリアルパーク 電話:084-926-5518	
	54	内海多目的集会所	経済環境局 経済部農林水産課 電話:084-928-1186	
	55	内海ふれあいホール	経済環境局 文化観光振興部観光課 電話:084-928-1042	
	56	あしだ交流館		
	57	人権交流センター	市民局まちづくり推進部 人権・生涯学習課 電話:084-928-1006	
	58	ぬまくま交流館		
	59	内海フィッシャリーナ(貸館業務)	建設局 土木部港湾河川課 電話:084-928-1260 内海フィッシャリーナ 電話:084-986-3100	
	60	福山ファミリーパークキャンプ場	建設局 都市部公園緑地課 電話:084-928-1095 福山ファミリーパーク 電話:084-951-6768	
	61	福山ファミリーパーク(公園部分)		
	62	エフピコアリーナふくやま (総合体育館公園大型遊具)	建設局 都市部公園緑地課 電話:084-928-1095	
	63	富谷公園(大型遊具)		
	64	芦田川かわまち広場		
	65	環境関連施設(ごみの受入)	経済環境局 環境部環境施設課 電話:084-954-4170	